

保存版

令和3年12月作成

償却資産（固定資産税） 申告の手引き

宇部市

償却資産(固定資産税)の申告について

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税については、土地、家屋のほかに**償却資産**（事業の用に供する資産）も課税の対象となり、地方税法第 383 条の規定により、**毎年 1 月 1 日**（賦課期日）現在、所有されている償却資産について、その所在地の市町村長に申告しなければならないことになっております。つきましては、この「償却資産(固定資産税)申告の手引き」をご確認いただき、別紙償却資産申告書等を作成のうえ、必ず期限内に提出していただきますようお願いいたします。

なお、前年度に申告された方には「償却資産細目一覧表」を同封しておりますので、内容を確認のうえ、申告されますようお願いいたします。

不申告または虚偽の申告について

正当な理由がなく申告しなかった場合、または虚偽の申告をした場合は、地方税法の規定により罰則を適用される場合があります。なお、償却資産申告書のご提出の後、申告内容の適正性を把握するために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて、実地調査等を行っております。ご協力をお願いします。

※参考（地方税法より抜粋）

【固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪】

第 385 条 第 383 条から前条（固定資産の申告）までの規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

【固定資産に係る不申告に関する過料】

第 386 条 市町村は、固定資産の所有者が第 383 条若しくは第 384 条（固定資産の申告）の規定により、又は現所有者が第 384 条の 3 の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

法定申告期限は 1 月 31 日となっておりますが、事務処理の都合上 1 月 20 日頃までに申告して下さるようご協力をお願いします。

※ この手引きは翌年度以降もご利用いただけますので大切に保管してください。
次回改訂時まで配布はありません。

目 次

I 償却資産とは	3
1 償却資産の範囲	3
2 申告しなければならない資産	3～5
3 取得価額	6
4 耐用年数	6
5 償却資産の評価方法	6
6 評価額の最低限度	6
7 課税標準額	6
8 非課税該当資産及び課税標準の特例該当資産	7
9 税率及び税額	7
10 納税義務者	7
11 課税台帳の閲覧	7
12 免税点	7
13 納期	7
減価率表	8
II 償却資産の申告について	9
1 申告していただく方	9
2 提出していただく書類	9
(1)新たに事業を開始された方、初めて申告される方	9
(2)今までに申告をしたことのある方	9
(3)自社電算処理により申告される方	9
(4)電子申告について	10
3 申告書の控に受付印が必要な方	10
4 修正申告について	10
5 その他	10
III 申告書類の記載要領	11
1 「償却資産申告書(償却資産台帳)」の書き方	11～13
2 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の書き方	13～14
3 「種類別明細書(減少資産用)」の書き方	15
4 「資産の名称」「数量」「取得年月」「耐用年数」を訂正する場合の記載要領	16
5 「取得価額」を訂正する場合の記載要領	16
6 「資産の種類」を訂正する場合の記載要領	16
記載例	17
償却資産申告書の書き方(記載例)	17
種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方(記載例)	18
種類別明細書(減少資産用)の書き方(記載例)	19

I 償却資産とは

1 償却資産の範囲

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもので、次のようなものをいいます。

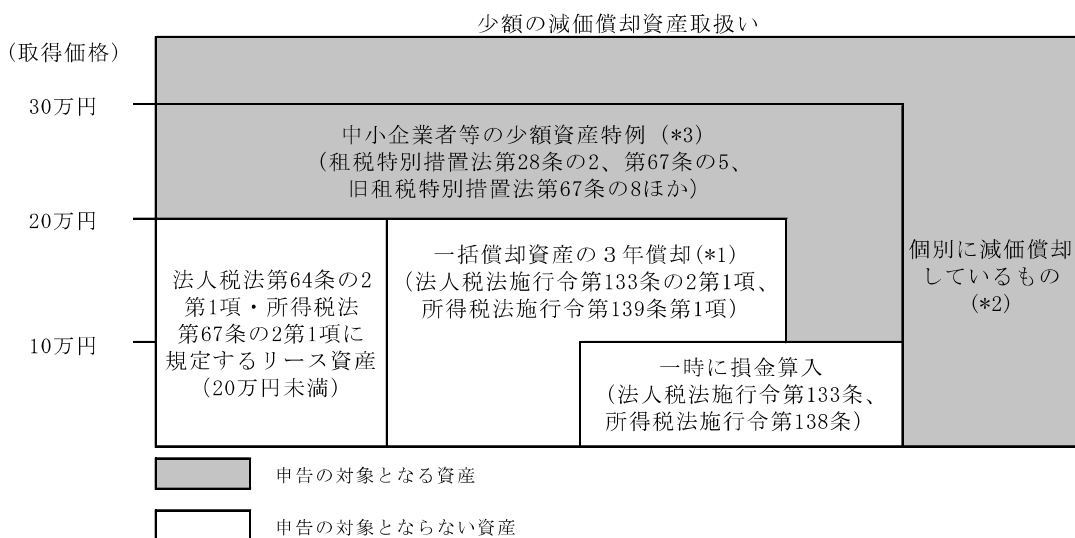
資産の種類	該当例
1 構築物	煙突、井戸、門、堀、庭園、広告塔、構内舗装、軌道、さん橋、岸壁、ドック、駐車場の舗装、フェンス、自転車置場、その他土地に定着する土木設備、 <u>建物附属設備（詳細は5・6ページ参照）等</u>
2 機械及び装置	電気機械、化学機械、工作機械、土木建設機械、印刷機械その他各種製造・加工・修理工用機械設備、クレーン、冷凍設備、医療用設備、太陽光発電設備等
3 船舶	客船、貨物船、タンカー、漁船、遊覧船、曳船、ヨット、ボート、はしけ等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車で、9、90～99、900～999、0、00～09 及び 000～099 のナンバーのもの（自動車税の課税対象から除外のため。） 自転車、手押し車、電動車、構内運搬車等 ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（小型フォークリフト等）は除く。
6 工具、器具及び備品	測定工具、切削工具、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房機器、ロッカー、机、椅子、テレビ、冷蔵庫、レジスター、陳列ケース、応接セット、カーテン、厨房用品、金庫、看板、パソコン、複写機等

※鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く。

2 申告しなければならない資産

賦課期日（毎年1月1日）現在、宇部市内において所有されている土地及び家屋以外の資産で、事業の用に供しているもの又は供することができる状態のもので次のような資産です。

- (1) 耐用年数1年以上で、取得価額又は製作価額が**10万円以上の資産**（ただし、取得価額または製作価額が**20万円未満の資産**で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの（一括償却資産）については、申告の必要はありません。)*1
 - (2) 取得価額又は製作価額が**10万円未満の資産であっても**、税務会計上固定資産として計上され、減価償却している資産*2
 - (3) 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産*3
- (1) (2) (3)については次頁、《少額の減価償却資産取扱い》参照



- (4) 耐用年数を経過し、法定の減価償却を終えたものであっても、事業の用に供することができる資産
- (5) 他から**贈与された資産**
- (6) 帳簿や台帳に記載されていない、いわゆる**簿外資産**
- (7) **建設仮勘定**で経理されている資産であっても、その一部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているときはその部分
- (8) **遊休資産・未稼働の資産であっても**、事業の用に供することのできる状態にある資産
- (9) 事業を行わないものが所有する資産で、他へ事業用として貸付けている資産
 ※貸付専門業者が所有する貸付け用資産は、貸付先で事業の用に供されるか否かを問わず、すべて課税客体です。(ただし、所有権留保付割賦販売による資産とみなされるものについては、買主(使用者)の方が申告してください。)
- (10) **割賦買入資産**で割賦金の完済していないものであっても、すでに事業の用に供されている資産
- (11) 赤字決算等のため減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
- (12) 清算中の法人で、自らの清算事務に供しているもの及び他へ事業用として貸付けている資産
- (13) 償却資産の価値を増加させるために行った**改良等の費用**は、新たな資産の取得とみなし、改良費として本体とは別に申告してください。
- (14) テニスコート、ゴルフ練習場などの**福利厚生用**の資産
- (15) **建物附属設備(家屋の建築設備)**で、償却資産として取り扱うもの
 ※「家屋に取り付けられた家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるもの」は、原則として家屋に含めて課税されますが、次に挙げる建築設備等については**償却資産の申告対象**となります。
 (ア) 構造的に簡単に取り外しができるもの
 (イ) 他に転用できるもので、それ自体資産価値を有するもの
 (ウ) 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
 (エ) 特定の生産又は業務の用に供するもの

※※具体的な区分については下表のとおりです。※※

設備の種類 区分	償却資産の取扱いとするもの	原則として家屋とするもの
電気設備	受変電設備 生産用動力配線設備 自家発電設備、蓄電池設備 電話機・交換機、マイクロホン・アンプ、スピーカー、電気時計設備、投光器、スポットライト、ネオンサイン、中央監視制御装置等	一般照明設備及び配線設備(屋内) 呼出及び表示設備(屋内)
給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外にある配管、ろ過装置、屋外給排水設備等	揚水ポンプ、モーター、止水栓、給水栓等
給湯設備	独立煙突及び煙道、湯沸機、ボイラー、貯湯槽等	左記以外のもので屋内にあるもの
衛生設備	集中浄化槽(合併処理槽)	浴室、シャワー、手洗機、洗面器、浄化槽等
ガス設備	屋外配管、メーター、業務用ガス設備一式等	屋内配管等
空調設備	生産事業用のボイラー設備、空調設備、パッケージエアコンディショナー、ルームクーラー等	左記以外のもので建物と構造上一体となっている冷暖房設備
換気設備		換気扇、送排風機、ダクト、ベンチレーター等
消火設備	ホース、ノズル、消火器、屋外の消火栓、配管貯水槽等	建物と構造上一体となっている消火栓、火災警報装置、スプリンクラー、ドレンチャー等
避雷設備		避雷針等
運搬設備	工業用ベルトコンベアー、業務用リフト設備、気送管設備のうち気送子等	エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベアー、リフト、気送管設備のうち気送子以外のもの等
塵芥処理設備	独立煙突及び煙道、屋外にある塵芥焼却設備等	建物と構造上一体となっていて屋内にあるもの
厨房設備	業務用厨房設備一式	造付けの流し台等
洗濯設備	業務用洗濯設備一式	

店舗及び事業用の造作設備	カウンター、商品販売台、陳列棚、ショーウィンドー、簡易間仕切等で床、壁又は家屋の一部と附設しているが容易に取り外しのできるもの	造付けの金庫、床、天井、内壁仕上等
--------------	---	-------------------

その他上の表に記載されていない設備又は区分の判定が困難なものについては、資産税課償却資産係までお問い合わせください。

※ただし、家屋の所有者以外の方(賃借人等)が貸しビル・貸し店舗に附加施工した内装、造作、建築設備等は償却資産として、附加施工した方(賃借人等)が申告してください。

3 取得価額

取得価額とは、資産を取得するために通常支出すべき金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費等当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用(付帯費)も含まれます。

ただし、法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳については、固定資産の評価上、認められておりませんので、補助金等の当該圧縮額を含めた圧縮前の金額が取得価額になります。

*消費税の算入については、法人税又は所得税における会計処理に従い、税込経理方式を採用されている場合は、取得価額に含めます。

4 耐用年数

通常考えられる維持補修を加える場合において、その本来の効用が維持できる年数を耐用年数といい、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(財務省令)の別表に掲げる年数を適用します。

5 償却資産の評価方法

評価額の算出

前年中に取得された資産

- ・取得価額×A(適用される耐用年数の減価残存率…8ページ参照)

前年前に取得された資産

- ・前年度評価額×B(適用される耐用年数の減価残存率…8ページ参照)

(注) Aは前年中取得資産の耐用年数に応じた定率法による減価残存率 $(1 - \frac{1}{2}r)$

Bは前年前 " $(1 - r)$

rは耐用年数に応じた定率法による減価(償却)率(8ページ参照)

6 評価額の最低限度

償却資産の評価額の最低限度は、取得価額等の5%でそれ以上は減価しません。

7 課税標準額

賦課期日現在の評価額に基づき決定された価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、その特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

8 非課税該当資産及び課税標準の特例該当資産

固定資産税では、公共の見地から、税負担の軽減を図るため地方税法第 348 条に規定する資産については非課税措置が、地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する資産については、課税標準の特例措置が適用されます。

非課税又は特例措置が適用される資産を新たに取得し、申告される場合は監督官庁の証明書又は届出書の写し等内容が明らかとなる書類を添付してください。

9 税率及び税額

税率は 1.4% です。税額は、課税標準額に税率を乗じた額になります。

10 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

11 課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は年間を通して閲覧できます。

なお、土地及び家屋の縦覧期間中(原則 4 月 1 日から 4 月 30 日まで)は、その年度の閲覧に限り、手数料は不要です。

12 免税点

償却資産の課税標準額の合計が **150 万円未満** の場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。(免税点未満であっても、申告は必要です)

13 納期

償却資産に係る税額は、土地及び家屋の税額とともに固定資産税として賦課され、4 回の納期(原則として 4 月、7 月、12 月、翌年 2 月)に分けて納付していただくか、全額を 4 月(1 期)にまとめて納付していただくことになります。

《参考》評価額等計算例

取得価格 10,000,000 円 耐用年数 5 年 減価率 0.369

減価残存率 初年度 0.815(A) 2 年目以降 0.631(B) (減価率表…8 ページ参照)

年度	評価額の求め方 (1 円未満切捨て)	課税標準額 (1,000 円未満切捨て)	税額の求め方 (100 円未満切捨て)
初年度	1 年目は半年償却になります。 $10,000,000 \times 0.815 (A) =$ 8,150,000 円(評価額)	8,150,000 円 (課税標準額)	課税標準額 $\times 1.4\%$ $8,150,000 \times 0.014 \div$ 114,100 円(税額)
2 年目	2 年目以降は、前年度の評価額に 「減価残存率」を乗じて、求めます。 $8,150,000 \times 0.631 (B) =$ 5,142,650 円(評価額)	5,142,000 円 (課税標準額)	$5,142,000 \times 0.014 \div$ 71,900 円(税額)
3 年目 以降	2 年目の計算を繰り返し行う 前年度の評価額 $\times 0.631 (B) =$ 評価額		

減 価 率 表

耐用年数	減価(償却)率 r	減価残存率		耐用年数	減価(償却)率 r	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B			前年中取得 A	前年前取得 B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848	40	0.056	0.972	0.944
15	0.142	0.929	0.858	50	0.045	0.977	0.955
16	0.134	0.933	0.866	60	0.038	0.981	0.962
17	0.127	0.936	0.873	70	0.032	0.984	0.968
18	0.120	0.940	0.880	80	0.028	0.986	0.972

固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋

II 償却資産の申告について

1 申告していただく方

- ・毎年1月1日現在、宇部市内において事業(工場、商店、農業など)を営んでいる個人または法人
- ・毎年1月1日現在、宇部市内に貸し付け資産を所有する個人または法人
※所有権留保付売買による資産(割賦買入など)については、原則として買主(使用者)が申告してください。

2 提出していただく書類

(1)新たに事業を開始された方、初めて申告される方

申告が必要な資産	提出書類
本年1月1日現在、所有されている資産全部 ※該当する資産がない場合は、償却資産申告書の備考欄「3. 該当資産なし」の3を○で囲んでください。	○償却資産申告書(償却資産課税台帳) ○種類別明細書 増加資産・全資産用(緑色)

(2)今までに申告をしたことのある方

申告が必要な資産	提出書類
前年1月2日から本年1月1日までに増減した資産 ※資産の増加・減少がない場合でも申告してください。 ※同封の償却資産細目一覧表(前年1月1日現在)を確認してください。	○償却資産申告書(償却資産課税台帳) ○種類別明細書 ・増加資産・全資産用(緑色) ・減少資産用(赤色)

・資産に増減がない場合……申告書の備考欄「1. 資産に増減なし」の1を○で囲んでください。種類別明細書の提出は不要です。

・廃業、閉鎖等された場合……申告書の備考欄「2. 廃業・閉鎖(年 月)」に年月を記入し、2を○で囲んでください。種類別明細書の提出は不要です。

・資産の名称・数量等を訂正された場合……申告書の備考欄「4. これまでの申告済資産内容に訂正あり」の4を○で囲んでください。

・その他申告に必要な事項がある場合……その他、住所、氏名及び名称の変更等申告に必要な事項を5に記載してください。

(3)自社電算処理により申告される方

申告が必要な資産	提出書類
本年1月1日現在、所有されている資産全部	○償却資産申告書(償却資産課税台帳) ※評価額等を算出してください。 ○種類別明細書(全資産記載)

(4) 電子申告について

インターネットによる電子申告「eLTAX(エルタックス)」がご利用できます。

eLTAX の利用方法や申告データの作成に係る操作方法については下記にお問い合わせください。

eLTAX ウェブサイト (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) またはヘルプデスク (0570-081459) へ

eLTAX 利用における宇部市からのお願い

- ・宇部市から送付された償却資産申告書の右上の「所有者コード」を、提出する申告書に必ず入力してください。
- ・種類別明細書に入力する「資産コード」「抹消コード」は事業者が管理上付番した独自の番号ではなく、**宇部市が付番した資産番号**です。(同封の「償却資産細目一覧表」参照)
※上記に誤りがあるとシステム上、データとの照合ができず不審査となる場合がありますのでご注意ください。

3 申告書の控に受付印が必要な方

申告書の控に**受付印**が必要な場合は「**償却資産申告書(償却資産課税台帳)**」の写し(コピー)をお持ちください。

なお、申告書を郵送される方で、控に受付印を必要とされる場合は、必ず切手を貼った**返信用封筒と申告書の写し(コピー)**を同封してください。

※返信用封筒・申告書の写し(コピー)がない場合は返送できませんのでご注意ください。

4 修正申告について

前年前に取得したもので当該年度に申告されていなかった資産については、当該年度まで遡って修正します。(場合によっては、課税が発生します)

※「申告もれ」や申告した内容に誤りがあった場合は、速やかにご報告ください。

5 その他

※ 提出していただく申告書等はデータ入力帳票にもなっておりますので、記載要領及び記載例により正確に記入していただきますようお願いいたします。

※ 申告書等が不足した場合は、その用紙の種類及び枚数をご連絡いただくか市ウェブサイトよりダウンロードできます。

市ウェブサイトのトップページにあるウェブ番号検索に **1001771** を入力

※ 申告書様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄がございます。詳しくは同封の案内文をご確認ください。

Ⅲ 申告書類の記載要領

1 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の書き方(記載例 17 ページ)

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
年 度	申告年度を記載してください。	
受 付	申告書を提出する年月日を記載してください。	
所有者コード	宇部市より送付しました償却資産申告書には印字してあります。納税通知書の「通知番号」と同じです。申告が初めての方は記載する必要はありません。	宇部市より送付した申告書以外の様式で提出される場合(eLTAX等)は、必ず記載してください。
1 住所(又は納税通知書送付先)	法人の方は所在地を、 個人の方は住民票の住所 及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付けてください。納税通知書の送付先が別にある場合は括弧書で記載してください。また、ビル等に入居している場合は、ビル等の名称、階数及び部屋番号も記載してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記載しますが、固定資産税に関する事務をそれ以外の事務所等で行っておられる場合には当該事務所等の所在地を記載してください。
2 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	個人の場合は所有者の氏名を記載し、ふりがなを付けて屋号があれば記載してください。法人の場合は名称及び代表者の氏名を記載し、屋号があれば記載してください。	
3 個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号を記入してください。	右詰めでご記入ください。
4 事業種目(資本金等の額)	事業種目を具体的に記載してください。 (例：不動産業、自動車販売業等) また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には主たる事業種目を記載してください。
5 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月。 法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。	
6 この申告に回答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
8 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。
9 増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	該当する資産については、別途書類を提出していただく場合があります。
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。	該当する資産については、別途書類を提出していただく場合があります。
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで、第165条及び第58条の規定による圧縮記帳の有無について、該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	宇部市内における事業所等資産の所在地を記載してください。 また、事業所等資産の所在地が2以上ある場合にはそれぞれの所在地名を記載し、主たるものの番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1ヵ所だけで、その所在地が「1住所(又は納税通知書送付先)」と同一の場合には、記載の必要はありません。
16 借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。	
17 事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。	
18 備考(添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ① 「短縮耐用年数の承認通知書」の写 「増加償却の届出書」の写等、添付した書類の名称 ② 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に変更があった場合の変更年月日及び変更前の住所、氏名又は名称等参考になる事項 ③ 納税管理人を定めている場合はその住所、氏名 ④ その他申告に必要な事項等	※前年中に資産の異動がまったくない場合にも申告は必要です。その場合、この欄の「1. 増減資産なし」の1を○で囲んでください。 また、廃業、閉鎖等をされた場合は「2. 廃業・閉鎖(年 月)」に年月を記入し2を、該当資産がない場合は3を、資産の名称・数量等を訂正された場合は4を○で囲んでください。 その他、申告に必要な事項を5に記載してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
取得価額 前年前に取得した もの (イ)	前年より前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 宇部市より送付しました申告書には印字されています。 ※印字されている価額は訂正しないでください。 初めて申告される方は記載する必要はありません。	前年前に取得したものの価額に訂正があった場合は、減少または取得(増加)により調整してください。
前年中に減少した もの (ロ)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 合計額は種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。	前年前に取得したものの取得価額に訂正があった場合で、取得価額が減少するときは、ここにマイナス分を合計してください。
前年中に取得した もの (ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。	前年前に取得したものの取得価額に訂正があった場合で、取得価額が増加するときは、ここにプラス分を合計してください。
計 (ニ) (イ)-(ロ)+(ハ))	(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
評価額 (ホ)	記載する必要はありません。ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は種類別明細書(全資産用)の価額の合計額と同じになります。
決定価格 (ヘ)	記載する必要はありません。ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、「評価額(ホ)」と同額を記載してください。	
課税標準額 (ト)	記載する必要はありません。ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、種類別明細書(全資産用)の「課税標準額」の合計額を記載してください。	全資産申告の場合、この課税標準額で税額が決定しますので、特例等が反映されているか確認してください。

2 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の書き方(記載例 18 ページ)

欄	記 載 の し か た
年 度	申告年度を記載してください。
所有者コード	宇部市より送付しました償却資産申告書(右上)に印字してある所有者コードを記載してください。申告が初めての方は記載する必要はありません。
所 有 者 名	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
資産の種類	「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1～6の数字を記載してください。
資産コード	全資産申告の場合は宇部市で付番した資産番号を記載してください。 増加資産については記載する必要はありません。

欄	記 載 の し か た
資産の名称等	資産の名称及び規格等を漢字、ひらがな、カタカナ、英数字にて全角20字以内で記載してください。(カタカナ、英数字は半角も使用できます)
数 量	数量を記載してください。
取 得 年 月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお年号については、1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。 ※前年前の新品取得の場合、「申告もれ」として処理いたします。
取 得 価 額 (イ)	当該資産の取得価額を記載してください。 なお「取得価額」については、5 ページを参照してください。
耐 用 年 数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。 ただし、短縮耐用年数を適用している場合は必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
減 価 残 存 率 (ロ)	記載する必要はありません。 ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。
価 額 (ハ)	記載する必要はありません。 ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。 1 前年中に取得した資産 取得価額×A 2 前年前に取得した資産 前年度価額×B 3 前年前に取得した資産で新たに課税されるもの 取得価額×A×B ⁿ⁻¹ (注) A及びBは減価率表に掲げる耐用年数に応ずる減価残存率A及びBをいいます。(8ページ参照) nは〔評価額を求める年度－取得年〕の算式によって求められる年数をいいます。
課税標準の特例 (率・コード)	記載する必要はありません。 ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、率のみ次のように記載してください。 (例) 1/6 の特例 … 106 1/12 の特例 … 112
課 税 標 準 額	記載する必要はありません。 ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は、価額(ハ)を記載してください。なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該価額に特例率を乗じて得た額を記載してください。
増 加 事 由	資産が増加した事由について、欄外の「注意」を参照の上、該当する番号1～4を○で囲んでください。
摘 要	次のような事項を記載して下さい。 1 「申告もれ」(前年前に取得し、当該年度に申告していなかった資産) 2 課税標準の特例がある資産についてはその適用条項 (課税標準の特例がある場合は事前に資産税課償却資産係までご連絡ください) 3 耐用年数の変更があった場合はその旨の表示 4 短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 5 その他価額の決定にあたって必要な事項

3 「種類別明細書(減少資産用)」の書き方(記載例 19 ページ)

欄	記 載 の し か た
年 度	申告年度を記載してください。
所有者コード	宇部市より送付しました償却資産申告書(右上)に印字してある所有者コードを記載してください。
所 有 者 名	氏名又は名称を記載してください。また、この「種類別明細書(減少資産用)」について2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。
資産の種類	「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1～6の数字を記載してください。
抹消コード	「 <u>償却資産細目一覧表</u> 」の該当する資産の <u>宇部市で付番した資産番号(抹消コード)</u> を必ず記載してください。
資産の名称等	該当する資産の名称を記載してください。(「償却資産細目一覧表」参照)
数 量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。
取 得 年 月 (年号、年、月)	前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。 なお年号については、 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和 とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
取 得 価 額	減少した資産の取得価額を記載してください。 <u>なお資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分の対応する取得価額を記載してください。</u>
耐 用 年 数	当該資産の耐用年数を記載してください。
申 告 年 度	記載する必要はありません。
減少の事由及び区分	当該資産が減少した事由について該当する番号1～4のいずれかを○で囲んでください。 区分について該当する番号1または2を○で囲んでください。
摘 要	1 当該資産が減少した理由について次のような内容を記載してください。 「1. 売却」は売却先の名称等 「2. 滅失」は滅失の理由等 「3. 移動」は受入先の所在地等 「4. その他」は減少の理由等 2 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次のように記載してください。 (例) 当初取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)分が減少 3 その他必要な事項を記載してください。

4 「資産の名称」「数量」「取得年月」「耐用年数」を訂正する場合の記載要領(記載例 19 ページ)

「種類別明細書(減少資産用)」の用紙を使用し、次の要領で記載してください。

- (1) 「償却資産細目一覧表」には資産ごとに**資産番号(抹消コード)**が付けてありますので、必ずこの**宇部市で付番した資産番号(抹消コード)**を記載してください。
- (2) 訂正する事項は、訂正後の正しいものを記載してください。
- (3) 摘要欄に訂正した理由を記載してください。

(例) 数量が3であったものを2に訂正した場合は、「**数量3→2**」と記載してください。

※訂正した資産の取得価額は()で囲み、小計欄には含めないでください。

5 「取得価額」を訂正する場合の記載要領(記載例 18・19 ページ)

- ・取得価額が増加する場合…増加した差額を種類別明細書(増加資産用)に記載してください。
- ・取得価額が減少する場合…減少した差額を種類別明細書(減少資産用)に記載してください。

※摘要欄に訂正前、訂正後を記載してください。

(例)「**取得価額 250,000 円→253,000 円**」(増加資産用に差額分 3,000 円を計上)

(例)「**取得価額 170,000 円→160,000 円**」(減少資産用に差額分 10,000 円を計上)

* 資産の種類、資産(抹消)コード、資産の名称等、数量、取得年月、耐用年数も記載してください。

6 「資産の種類」を訂正する場合の記載要領(記載例 18・19 ページ)

- ・種類別明細書(増加資産用)と種類別明細書(減少資産用)、両方に記載してください。

※摘要欄に訂正前、訂正後を記載してください。

(例) 資産の種類が6であったものを2に訂正した場合(工作機械 500,000 円)

- | | |
|---|---|
| [| 増加資産用…資産の種類「2」工作機械 500,000 円を記載(摘要欄： 資産の種類 6→2) |
| | 減少資産用…資産の種類「6」工作機械 500,000 円を記載(摘要欄： 資産の種類 6→2) |

* 資産(抹消)コード、資産の名称等、数量、取得年月、耐用年数も記載してください。

※償却資産申告書に印字してあります「前年前に取得したもの」の価額は訂正できません。

※同封しております「償却資産細目一覧表」の内容に誤りや修正があり、それを訂正する場合は申告書の備考欄「4. これまでの申告済資産内容に訂正あり」の4を○で囲んでください。

※全資産申告の場合、訂正事項(内容)を摘要欄へ記載してください。(例：耐用年数 7 年→8 年)

※初めて償却資産の申告をされる方には「償却資産細目一覧表」は同封しておりません。

償却資産申告書の書き方(記載例)

法人の方は所在地を、個人の方は住民票の住所及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付けてください。

納税通知書の送付先が別にある場合は括弧書きで記載してください。

また、ビル等に入居している場合は、ビル等の名称、階数及び部屋番号も記載してください。

氏名を記載し、ふりがなを付けてください。

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

屋号があれば記載してください。

前年に申告された方は、印字してあります。(印字されていない場合は)

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

個人番号または法人番号を記載してください。

事業種目を具体的に記載してください。2以上の事業を行う場合は、主たる事業種目を記載してください。

個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

宇部市より送付しました申告書には印字してあります。申告が初めてのの方は記入不要です。

令和〇〇年1月15日		令和〇〇年度	
提出年月日を記載してください。申告する年度を記載してください。			
宇部市長様			
住所 宇部市常盤町一丁目7番1号 ○ビル3F (電話 0836-00-0000)			
1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送付先	2 氏名 (ふりがな) 又はその名称及び代表者の氏名	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目
宇部 株式会社	代表取締役 資産 太郎	758-0000	飲食業
7 税理士等の氏名 (屋号 宇部本舗)		8 短期耐用年数の承認	9 増加償却の届出
△△会計事務所 税山 (電話 0836-00-0000)		有	有
10 非課税標準の特例		11 課税標準又は正額記載	12 特別償却又は正額記載
有		有	有
13 税務会計上の償却方法		14 青色申告	
定額法		有	
15 市(区) 宇部市美町△丁目-1		16 借入資産の有無について、該当する方を○で	
町村内における事業所等資産の所在地		○市(区) 〇ビル〇階	
17 事業所用家屋の所有区分		18 備考(添付書類等) 該当する場合、○で囲んで下さい。	
自己所有・借家		1 資産に増減なし	
		2. 廃業・閉鎖(年 月)	
		3. 該当資産なし	
		4. これまでの申告書経歴(前年度に訂正ありに○を)	
		5. 資産の名称・数量等を訂正された場合は4を○で囲んでください。その他、住所変更等申告に必要な事項を5に記載してください。	

記入する必要はありません。ただし、自社電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください

申告書の控に「受付印」が必要な場合は、償却資産申告書の写し(コピー)を用意してください。

種類別明細書(増加資産・全資産)の書き方(記載例)

全資産申告の場合、別添送付しております「償却資産細目一覧表」を参照してください。

申告する年度を記載してください。
 令和〇〇年度

所有者コード
 ※ 1 2 3 4 5 6 7 8 - 1 2 3 4 5 6 7 8

所有者名を記載してください。
 宇部 株式会社

この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

右つめで記載してください。

資産の種類 行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号 年 月	(イ) 取得価額 千円 百円	(ロ) 減価残存率	(ハ) 償額 千円 百円	(ニ) 課税標準額 千円 百円	備考	枚のうち	
											1	2
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5 2 2	7720000	100	7720000			1	
02	2		製氷装置	1	3 6 3	4000000	70	4000000			1	
03	2	23	工作機械	1	4 5 11	5000000	50	5000000			1	
04	6		テレビA-3型	2	4 2 7 1 2	1020000	50	1020000			1	
05	6	246	パソコン	1	4 2 0 6	300000	40	300000			1	
小計											17777000	
17											3	4
18											1	2
19											3	4
20											1	2

記入不要
 ただし、全資産申告または資産の内容の訂正は「償却資産細目一覧表」を確認

取得価額(増加する場合)

課税標準額

増加事由

備考

所有者名

枚のうち

この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

右つめで記載してください。

所有者名を記載してください。
 宇部 株式会社

この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

右つめで記載してください。

所有者名を記載してください。
 宇部 株式会社

この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

右つめで記載し、年・月が1桁の場合、頭に0はつけないでください。

次のような事項を記載してください。
 ①前年前に取得し、当該年度に申告していなかった資産(申告もれ)
 ※申告もれは当該年度まで遡って修正し、課税が発生する場合があります。
 ②課税標準の特例がある資産については、その適用家項(特例資産)がある場合は事前に資産税課までご連絡ください。
 ③短価耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
 ④その他価格の決定(訂正等)に必要事項(訂正等)

取得価額を訂正した場合で取得価額が増加するときはアス分のみを記載してください。

資産の名称及び規格等を記載してください。
 ※種類別明細書は、データ入力にも使用しますので、資産の名称、取得価額等が同じ場合でも「/」を「同上」としないで、それぞれ名称・敬値を欄内に正確に記載してください。

資産の種類に対応する番号を記載してください。
 1:構築物
 2:機械及び装置
 3:船舶
 4:航空機
 5:車両及び運搬具
 6:工具、器具及び備品

取得年月、耐用年数の記載例
 令和1年8月 7年
 5 | 1 | 8 | 7

年号に対応する番号を記載してください。
 1:明治
 2:大正
 3:昭和
 4:平成
 5:令和

注:「増加事由」の欄は、1.新設取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他 のいずれかに○印を付けてください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

取得価額を増加する場合はアス分のみを記載してください。

種類別明細書(減少資産用)の書き方(記載例)

別添送付しております「償却資産細目一覧表」を参照し、記載してください。

減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を右つめて記載してください。

前年中減少した資産の数量を記載してください(減少分)

前年中減少した資産の名称を記載してください。

申告する年度を記載してください。

減少した資産の取得年月を記載してください。

減少した資産の取得年月を記載してください。

減少した資産の取得年月を記載してください。

減少した資産の取得年月を記載してください。

減少した資産の取得年月を記載してください。

減少した資産の取得年月を記載してください。

種類別明細書(減少資産用)	所有者コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分				所有者名	枚のうち	
					年	月			1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他		1 全部	2 一部
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
15	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
16	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
17	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
18	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
19	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
20	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
小計													1	2	

種類別明細書(減少資産用)

次のような事項を記載してください。

- ①当該資産が減少した理由について、次のような内容を記載してください。
 - ・「1売却」は売却先の名称等
 - ・「2滅失」は滅失の理由等
 - ・「3移動」は受入先の所在地等
 - ・「4その他」は減少の理由等
- ②減少区分が「2一部」に該当する場合は減少内容を記載してください。
- ③訂正の場合、どの項目をどのように訂正したかを記載してください。
- ④その他必要な事項を記載してください。

訂正の場合の記載例

資産の種類番号「1~6」を記載してください。

年号に対応する番号を記載してください。

- 1: 明治
- 2: 大正
- 3: 昭和
- 4: 平成
- 5: 令和

取得価額を訂正した場合で取得価額が減少するときはマイナス分のみを記載してください。

「資産の名称」「数量」「取得年月」「耐用年数」を訂正した資産の()の価額は、小計に含めないでください。

提出、問合せ先

〒755-8601

山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 資産税課 償却資産係

電話：(0836) 34-8191

ファックス番号：(0836) 22-6014

メールアドレス：shisanzei@city.ube.yamaguchi.jp

市ウェブサイト：<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/>

市ウェブサイトのトップページにある

ウェブ番号検索に を入力

